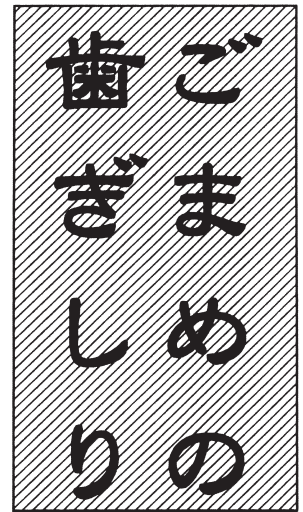


(商標登録番号・第4234817号)



— 第42号 —

河野太郎事務所

ツイッター
 @konotarogomame
 電子メール
 taro@konotaro.org
 ホームページ
 http://www.taro.org/
 自民党神奈川県
 第15選挙区支部
 平塚事務所
 〒254-0811 平塚市八重咲町7-26 鶴巻ビル
 TEL 0463-20-2001
 FAX 0463-21-7711
 茅ヶ崎事務所
 〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂1-2-3 ツユキビル2F
 TEL 0467-86-2001
 FAX 0467-86-2002
 議員会館
 〒100-8982 千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館1103号室
 TEL 03-3508-7006

河野太郎の国会報告

ふくれあがる財政

七千億円。これは消費税を5%引き上げた時の増収額一二兆五千億円と二〇〇八年度までの三年間の政府の一般会計の当初予算額は、平均すると八一兆八八五四億円でした。それに対して、民主党政権になった二〇一〇年度から二〇一一年度の二年間の当初予算の平均額は、九二兆三五四億円と、自民党時代から一〇兆四七〇〇億円以上も増えています。この二〇一一年度の当初予算には、東日本大震災や福島第一原発事故の復興予算は含まれていないのです。消費税を5%引き上げた時の税収増は一二兆五千億円と見込まれていますから、民主党政権は、そ

民主党の野田総理は、不退転の決意で消費税を引き上げるとおっしゃっています。

しかし、なぜ、消費税を引き上げるのでしょうか。そして、引き上げた消費税をどうするのでしょうか。

以前から「ごまめの歯ぎしり」を読んでくださっているあなたは、私が初当選した頃から、ずっと消費税方式の基礎年金と積立方式の保険料比例年金を組み合わせた制度を導入すべきだと訴えていることを、ご存じだと思います。(年金改革案に關しては、ホームページ

消費税！

から <http://www.taro.org/pdf/henkin.pdf> をご覧いただくか、事務所「ごまめの歯ぎしり年金号」のバックナンバーをお問い合わせください。) 消費税を引き上げても、

それをすべて基礎年金の財源に充ててしまえば、医療や介護、子育て支援の財源が足りなくなると、消費税方式の基礎年金案に反対する声もあります。しかし、それは間違っています。もし、消費税を

引き上げて、基礎年金を全額消費税でまかなえば、現在、一般会計が負担している基礎年金財源の二分の一、一〇兆三千億円を医療や介護、子育て支援に回すことができるよ

うになります。さらに満額の基礎年金を六五歳以上の高齢者すべてに支払うことができますから、六五歳以上の高齢者に支給している生活保護費一兆四千億円も必要なくなります。合計して一一兆

比べて八千億円しか違いません。残念ながら、野田総理は消費税を引き上げて年金制度を改革するとおっしゃっているわけではありませぬ。一月六日に閣議決定された「社会保障・税一体改革素案」には、「国民すべてが人生の様々な段階で受益者となり得る社会保障を支える経費は、国民全体が皆でわかちあわなければならない」とあります。つまり社会保障のお金がないから、消費税を引き上げてまかなわせてくださいと言っているのです。

の大半を先食いしてしまつています。

二〇〇六年度から二〇〇八年度の国と地方合計のプライマリーバランスの平均赤字は、九兆四千億円でした。ですから、まず当初予算を自民党政権なみに戻した上で、増税すれば、プライマリーバランスの黒字化が見えてくるのではないでしょう

か。お金が足りないから消費税を引き上げるのでは、年金制度の抜本改革をやるから消費税を引き上げるべきではないでしょうか。

外税・内税

消費税の引き上げには、事前に考えておかなければならない様々な問題点があります。

たとえば、手元にあるスーパーのチラシをみると、丸かじりサンふじ六

コが四九八円、ティッシュ五個パックが二九八円、たら寄せ鍋セット三人用が五九八円等々。全て税込価格です。これが消費税八%への引き上げで、どうなるでしょうか。

丸かじりサンふじ六コで四九八円は五二二円に、ティッシュ五個パックで二九八円は三〇六円に、たら寄せ鍋セット三人用で五九八円は六一五円になります。

しかし、安さを強調するために、四九八円や二九八円という価格設定をしてきたスーパーが、五二二円、三〇六円という価格設定にするでしょうか。それとも八%の消費税込みでも四九八円や二九八円の価格を維持しようとするでしょうか。もしスーパーが価格は変えたくない、そして、スーパーに製品を納めているそれぞれのメーカーが消

費税の値上げ分をきちんと卸価格に転嫁するとしたら、パッケージや容器を変更して、製品一つ一つの量を減らさなくてはなりません。前回、消費税を五%に引き上げた時に、私の知り合いのかまぼこ屋さん、実際にかまぼこ板を小さくしたそうです。でも、量を変えられることができない品物はどうするのでしょうか。

野田政権の税と社会保障の一体改革によれば、二〇一四年四月一日から八%、二〇一五年一〇月一日から一〇%に段階的に消費税が引き上げられます。かまぼこさんは、二年間に二回もかまぼこ板を切らなくてはならないのでしょうか。

価格表記を外税にして、品物には本体価格だけを明記して、消費税はレジで対応するという方法もあります。これなら税率

が変更されても表記には影響がありません。本体価格の八%は暗算しにくいかもしれませんが、どちらがよいか議論するべきではないでしょうか。

野田総理の案には、「表示方法は維持する」と書いてあります。議論もなく、それでいいのでしょうか。細かいことですが、影響の広がりは大きいです。こういうことをしっかりと議論して、みんながそれなりにそうだなと納得することも大切ではないでしょうか。

消費税額の計算

国税である消費税の金額は、一年間の『売上高

(税抜き)』に一〇〇分の四を掛けた金額から『仕入高(税込み)』に一〇五分の四を掛けた金額を差し引いて計算します。なぜ、一〇〇分の五でな

税率は四%だからです。ふだん五%と言っている消費税率は、正確には、税率四%の国税である消費税と消費税額の四分の一の地方消費税を合計した税率です。

消費税が八%になるということは、税抜きの売上高に一〇〇分の六三を掛けた金額から税込み仕入高に一〇八〇分の六三を掛けた数字を差し引いた金額が消費税額になり、それに六三分の一七を掛けた数字が地方消費税額になり、その合計が八%分になります。つまり、消費税率は六・三%で、地方消費税は一・七%、合計八%です。

消費税を計算する時の売上高には非課税取引は含まれず、仕入れには、原材料の仕入れや販売目的の商品の仕入れ、事業のために購入した物品やサービスの代金等が含ま

四を掛けた金額をゼロから差し引いて、マイナス「仕入れ高（税込）×一〇五分の四」、つまり仕入れにかかった消費税額がマイナスになり、仕入れにかかった消費税額が税務署から還付されて病院に戻ります。これでそれぞれの病院の負担はなくなり、患者が支払う薬代や診療報酬に消費税相当が上乗せされることもなくなります。もし消費税が一〇%になるならば、この医療費の非課税問題は、大きな問題になります。医療費には消費税はかかりませんといながら誰かが不公平に負担するよりも、医療費にも消費税を掛けて、ゼロ税率にすれば公平になります。

三五億円の落とし物

毎年確定申告が始まると、税理士会のお誘いで、

確定申告の相談窓口を視察させていただき、いつも、その年の税制改正が、現場にどんなメリツト、デメリットをもたらしたか、を肌で感じる場になります。

現場では、今年から始まった「年金収入が四〇〇万円以下で、かつ、年金以外の所得が二〇万円以下」の高齢者については確定申告が不要となった制度改正に対する不信が噴出していました。

というのも、この制度改正で三五億円の税収減になるのです。なぜならば、現在、源泉徴収は、年金支給額から基礎控除と公的年金控除の一ヶ月分を一万五千円として、毎月の支給額からこれを差し引いて、残った金額に税率をかけています。つまり、一年間の年金収入から一三万五千円の一ヶ月分合計一六二万円

が差し引かれて、所得税が計算されています。しかし、本来、公的年金控除一〇万円と基礎控除三八万円の合計金額は一五八万円しかありませんから、源泉徴収だけで確定申告をしないと、四万円所得が少なくなって税額が計算されてしまいます。その結果、四万円×

所得税率五%で、一人分二千元ずつ税収が減ってしまいます。この確定申告不要になる人数が約一〇〇万人と見込まれるので、二千元×一〇〇万人で、二四億円の減収になります。

さらに、財務省は、年金以外に二〇万円以下の所得がある人が約二〇万人、その一人ひとりの所得は平均して一〇万円とみなしています。この二〇万人の平均所得が一〇万円かどうかは、あてずっぽうです。国税庁が、去

年のデータで調べれば、平均金額はわかりそうなものですが、その調査をやっています。平均して一〇万円という推量が正しいとして、一人一〇万円で税率五%で五〇〇〇円税収減になります。それが約二〇万人で一〇億円になります。

この二つを合計して三四億円。あとは、この計算の端数を足すと一億円程度になり、税収減が三五億円です。

では、この制度改正で、高齢者の申告が不要になつて良くなったかというところ、年金以外の所得がある人は、国税の申告は不要ですが、住民税の申告が必要なので、確定申告用紙に「申告不要」とはんこをもらって自治体の窓口に行っていました。所得が年金だけという人の場合は、年金機構等から自治体に年金情報はいくの

で、申告は本当に要りません。また、七五歳以上の後期高齢者医療保険の保険料を支払っている人は、社会保険料控除を受けるために、やはり確定申告しなければなりません。そうすると確定申告不要の恩恵を受けられるのは、七五歳未満で所得は年金だけの人に限定されることになります。

結局、この確定申告不要という制度改正の恩恵を真に受けるのは、税務の窓口なのではないでしょうか。でも、そのために、税収が減ってしまうというのは、消費税を不転の決意で上げようとする野田政権として、どうなのかと思っと思っています。

私は、しつこいようですが、消費税を基礎年金の財源にする年金制度の抜本改革をぜひやるべきだと思えます。